



佐賀県公報

平成19年
9月28日
(金曜日)
号外第4号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

教育委員会事項

◎佐賀県教育委員会公印規程の一部改正

(訓令甲・三) 一

○教育委員会事項

◎佐賀県教育委員会訓令甲第三号

本 庁
教育事務所
教育機関

佐賀県教育委員会公印規程(昭和六十三年佐賀県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成十九年九月二十八日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第二条の次に次の一条を加える。

(専用公印)

第二条の二 課、教育事務所及び教育機関において、事務を処理するために特に必要がある場合は、専用の公印(以下「専用公印」という。)を置くことができる。

2 専用公印には、課名、教育事務所名及び教育機関名を表示する字句を刻示するものとする。ただし、特に必要があるときは課名、教育事務所名及び教育機関名に代えて用途等を刻示することができる。

第三条中「前条」を「前二条」に、「同条第二項」を「第二条第二項」に改める。

別表中

教育機関の長印	佐賀県立〇〇学校印	21	各県立学校長
	佐賀県立〇〇教育機関長印		
教育機関の長印	佐賀県立〇〇学校印	18	各教育機関(県立学校を除く。)の長
	佐賀県立〇〇教育機関長印		

を

教育機関の長印	佐賀県立〇〇学校印	21	各県立学校長
	佐賀県立〇〇教育機関長印		
一般専用公印	〇〇専用	それぞれの種類 の寸法	第2条の2に規定する課、教育事務所又は教育機関の長
	佐賀県印		
電算出力専用公印	電算出力専用	30	総務課長が指名する者
	佐賀県印		
電算出力専用公印	佐賀県印	15	
	〇〇専用		

を

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年九月二十八日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日
株式会社 古川総合印刷